

岡山市新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者慰労金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 岡山市の給付する新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者慰労金事業に係る慰労金(以下「慰労金」という。)については、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(目的)

第2条 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る慰労金(以下「国慰労金」という。)の対象者ではないものの、新型コロナウイルス感染症のもと、相当程度心身に負担がかかる中、感染防止対策に努め、感染すると重症化するリスクが高い高齢者と接する、介護事業の継続に強い使命感を持って従事した者に対して、慰労金を給付する。

(給付対象者)

第3条 慰労金の対象となる者(退職者を含む。以下「給付対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)ア、イ又はウのいずれかに該当する者。

ア 岡山市内に所在する、病院、診療所である指定居宅療養管理指導事業所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士及び、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師、准看護師。

イ 岡山市内に所在する、薬局である指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師。

ウ 岡山市内に所在する、指定福祉用具貸与事業所、指定介護予防福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所、指定介護予防特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員。

(2)(1)のうち、令和2年3月22日から令和2年6月30日までの間に5日以上10日未満、介護サービス利用者の自宅を訪問し、利用者と接して介護サービスを提供した者。

(3)国慰労金及び本市の慰労金と同様の目的である、他自治体の慰労金の給付を受けていないこと、又は、その給付の対象者でないこと。

(慰労金)

第4条 慰労金の額は、給付対象者1人につき3万円とする。

2 慰労金の給付は1人につき1回に限るものとする。

(慰労金の申請)

第5条 給付対象者は、「申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)」により申請を行う。

2 給付対象者は、令和3年2月15日までに申請しなければならない。

(給付の決定、給付)

第6条 市長は、申請者から第5条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、速やかに慰労金の給付を決定し、「岡山市新型コロナウイルス感染症
に係る介護従事者慰労金交付決定通知書(様式第2号)」により、申請者に通知するととも
に、慰労金を給付する。

2 慰労金の給付は、申請者から申請のあった金融機関口座への振り込みにより行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 第5条第1項による申請が、同条第2項に定める申請期限までに行われなかった場合
は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、
市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべ
き事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(給付の取消及び慰労金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、慰労金の給付の決定を取消すと
もに、既に慰労金が給付されている場合は、その返還を命ずることができる。

この場合において、取消し等により申請者又は給付対象者に損害があっても、市長はそ
の損害の責めを負わないものとする。

ア 偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けたとき。

イ 当該要綱で定める慰労金の給付要件に違反したとき。

ウ その他、市長が給付することを不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消し等を行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に
通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月16日から施行する。